

パート・アルバイト・契約・定年後社員から賞与、退職金、手当の請求がある前に
2021年4月 **同一労働同一賃金**の対応はお済みですか？

実務対応WEBセミナー

来年の今頃は、「どうして正社員にしか賞与が支給されないのか？」
「パートにも退職金支給されるべきでは？」と言ったトラブルが多発します！！
来年4月に同一労働同一賃金が施行！御社では改正の対応はお済みでしょうか？

以下に該当する企業様に役立つ内容です。

- パートタイマー・アルバイト・契約社員・嘱託社員を雇用してる。
- 賞与や退職金は正社員にしか支給していない。
- 定年後、再雇用すると労働条件が下がる。
- 人事制度がない。またはあっても機能していない。
- 住宅手当や家族手当など正社員にしか支給されない手当がある。

90分のセミナーで解決できる主な内容は…


- ①日本版 同一労働同一賃金とは何？中小企業にどんな影響があるかを簡単にまとめます。
- ②「バイトにも賞与支給すべきでは！」「正社員にしか〇〇手当が支給されないのは？」と
請求あった時の会社の対応方法
- ③4月より前に必要な7つの取り組みとは？ ④労務トラブルを回避するには？ ⑤質疑応答

講師：コストム社会保険労務士事務所 代表社労士 松林 大樹（マツバヤシ ヒロキ）
地元石川県で、労務トラブルがないホワイト企業づくりを支援している社労士事務所を運営。
主な講演先：アサヒビール(株)/石川県/コクヨ(株)/(株)デンソーセールス/農林水産省/ピー・シー・イー(株) 等

■日時 令和2年 **8月19日(水)** 14:00 ~ 15:30 ※受付開始 13:30
■会場 WEBセミナー(ZOOMを使って行います)
■費用(1名。税込) 一般企業 3,000円 顧問先企業 無料 ■定員40名まで(1社2名まで)
■主催 コストム社会保険労務士事務所

※一般の企業様向けのセミナーのため、社労士、コンサルタントなど同業の方の参加はお断りさせていただきます。

セミナー申込返信先→ **FAX 076-298-2257** (応募締切:8月16日)

チェックの上ご返信ください  セミナーに参加したい 以後 FAX 案内は不要

御社名:

Eメール: @ 電話番号:

ご参加者氏名: お役職:

コストム社会保険労務士事務所 <https://www.costem-sr.jp/> info@costem-sr.jp
〒921-8155 石川県金沢市高尾台1丁目442番地ベネフィットステージ4階 電話:076-298-2207

※受付後、招待状をメールにてお送り致します。